

2023年2月1日

吸収合併に係る事前備置書類
(会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に定める事前開示事項)

神奈川県横浜市都筑区中川中央 2-6-3
ヒロセ電機株式会社
代表取締役社長 石井 和徳

当社は、2023年2月1日付で有限会社エー・ディー・ディー（以下、「ADD」といいます。）との間で締結しました吸収合併契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ADDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件合併に関し、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に規定する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）
別添1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）
当社は、ADDの発行済株式の全てを所有しているため、本件合併に際して、株式、金銭等対価の交付は行いません。
3. 新株予約権の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）
ADDは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
4. ADDについての事項（会社法施行規則第191条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）
別添2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときにおける当該臨時計算書類等の内容（同号ロ）
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (同号ハ)
該当事項はありません。

5. 当社についての事項 (会社法施行規則第 191 条第 5 号)

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (同号イ)
該当事項はありません。

(2) 最終事業年度がないときにおける当社の成立の日における貸借対照表 (同号ロ)
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 191 条第 6 号)

本件合併後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の当社の収益状況およびキャッシュフローについて、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、当社の負担する債務については、本件合併の効力発生以後も履行の見込みがあると判断しております。

以 上